

農地等利用最適化推進施策 の改善に関する意見に対する回答書

令和5年4月20日

安城市農業委員会
会長 林 茂 樹 様

安城市長 三 星 元 人

令和5年3月9日付けでご提出いただいた意見に対し、次のとおり回答いたします。

1 遊休農地等の発生防止と解消について

(1) 不耕作地の情報の管理について

耕作放棄のおそれがある農地情報の収集の効率化を図るため、農業委員会による事後の現地調査によらず、高齢化、相続、後継者不足等により、耕作できなくなる土地所有者本人から、市、農業委員会、町内会等と相互の連携を図り、事前に農地利用の意向を届け出る仕組みを構築してください。

【回答】

不耕作地の情報は、主として農業委員会による現地調査により把握するのみであり、市内全域の農地所有者の意向を把握していないため、将来的に不耕作地となるおそれのある農地について把握できていない状況です。

農地を所有する者は、農業に精進している方、家庭菜園を楽しんでいる方、農地中間管理機構等に預けている方、農地の保全管理のみを行っている方など、農地の利用方法は様々であります。市としましては、このような農地所有者の利用の意向を届け出る仕組みとして、市が取り組んでおります「おくやみ窓口」の一環として、来庁される相続人等の方に対し、農地の利用意向を聞き取る取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、相続人等からの意向を調査するのみでなく、JAや町内会、農用地利用改善組合等の地域活動組織が知り得た情報を元に市が利用意向の調査を行う仕組みや、市が知り得た農地の利用意向の情報を地域活動組織に提供する仕組みを検討してまいりたいと考えております。

(2) 不耕作地の利活用について

耕作放棄のおそれがある農地については、届出された農地の情報を元に、ウェブサイトには売買・貸借等の希望情報を公開し、市域内外から広範囲に農地の貸し手、受け手を募集し、早期にマッチングできる仕組みを構築してください。

【回答】

市が取り組んでいる「畑・樹園地お見合いシステム」では、貸し手希望者が登録した農地情報を、市農務課窓口及びJA各支店窓口にて閲覧を実施しているのみであり、ウェブサイト等のように容易に閲覧できる状況ではありません。また、貸し手と受け手がマッチングした農地は、適正に農地として利用をしていただく必要があることから、受け手希望者には、市アグリライフ支援センターの講座修了者であること等の一定の要件を設けていることもあり、早期のマッチングに至っていない状況であります。

また、令和5年4月1日には農地法が改正され、農地の権利移転に係る下限面積要件が廃止となり、新規参入者の促進が図られている状況であります。

これらの状況を踏まえ、「畑・樹園地お見合いシステム」に登録された農地を適正な管理ができる者に利用していただけるように、登録された農地の周知方法として、ウェブサイトを利用することや、借り手希望者となりうる者の要件の見直しなど制度全体の見直しを検討してまいります。

(3) 身近な農業者の人材育成について

現在の市アグリライフ支援センターでは、市民農園や体験農園の経営者を育成するコースがありません。市内には、不耕作地のうち市民農園等の候補地があるものの経営ノウハウ不足のため実現、開設に至っていないと考えます。経営者は、個人経営だけでなく、農用地利用改善組合や農地・水・環境保全向上対策事業の団体等が運営する農園も可能と考えます。経営者を育成することにより、市民農園等の開設が促進され、農業に携わりたい者の普及を図ることができ、認定農業者ではなかなか手の付けられない住宅地内の狭小な農地が、身近な農業に触れ合える場所として機能し、不耕作地の増加を防ぐのではないかと考えます。

不耕作地の増加を防ぐために、市民農園や体験農園の経営者の育成を推進し、身近な農業者を育成できる体制を整備してください。

【回答】

本市のアグリライフ支援センターでは、「市民が『農』を身近に感じて『農』を楽しむこと」を基本理念としており、まず農業の楽しみを多くの市民に知っていただくことが重要であると考えておりますので、ご指摘のとおり、市民農園等の経営者を育成する取組みは行っておりません。

経営者を育成することにより、市民農園等の開設が促進され、農業に携わりたい者の普及の一助となると考えられますが、経営者育成の実施のためには、講師の育成やほ場の確保など体制の整備も必要となりますので、今後、市民農園や体験農園のニーズを図りながら、検討してまいります。

また、身近な農業者の育成のためには、まずアグリライフ支援センターの各種講座の受講生に対し、修了後の農業継続の意向を調査し、市が当該受講生に対して農地をマッチングできる仕組みを検討してまいります。

2 農地利用の集積・集約化について

(1) 農地利用の集積・集約化に支障をきたす転用行為の抑制について

最近では、国道23号のインターチェンジ付近や新たに開通した県道等の幹線道路の沿線が物流施設などの用地として大規模な農地転用がなされています。こうした転用は、人・農地プランにより、計画的に担い手への集積・集約化を図っていく上で支障となるとともに、集約化された担い手の経営計画や後継者育成にとっても大きな影響を及ぼします。よって、歯止めのない状況にならないよう次のとおり要望します。

- ① 市の土地利用に関する各種計画を策定する際には、農業者及び農業関係団体が策定手続に主体的にかかわる方法によることとし、できる限り、農業の振興に配慮してください。

【回答】

総合計画の土地利用構想など市の土地利用に関する計画の策定及び見直しの際には、策定等に係る審議会において、引き続き農業委員会やJA等から選出していただいた委員に審議にご参加いただくことにより、本市の産業振興という視点から、優良農地の保全に配慮した計画となるよう努めてまいります。

- ② 担い手は、集積・集約化された農地を効率的に耕作するために、土壌改良や機械設備に対する投資を行うのみでなく、後継者育成に対する取組みなど、将来の農業経営を視野に入れて活動しております。不意な転用行為は、担い手の耕作に対する意欲を失わせるのみでなく、今後の農業経営そのものが成り立たなくなります。

大規模な転用行為が生じる場合には、当該区域に含まれる耕作地の担い手に対する事前協議制度や、転用行為による受益者が農業者等の逸失利益に対し負担する仕組みなどを事前にご検討の上、実施してください。

【回答】

昨今は、県道の新設や四車線化等により、開発が可能な地域が増え、民間事業者による開発行為が市内全域に及んでいます。このような中、本市としても農業者の経営に対する支援策が無く、対策を検討してまいりました。過去には、工業団地の用地買収に伴い、該当地域のほ場整備を実施することで支援したこともありましたが、市全体として確立した支援策が必要との結論に至りました。

今後は、耕作地を手放さざるを得ない耕作者で、前年度分の農地転用された農地面積が5,000㎡以上の者につきましては、令和6年度より、新たな設備投資等につなげていただく目的で一定額の支援をさせていただきます。

また、大規模な転用行為が生じる場合の地域の担い手に対する事前協議や、受益者による担い手耕作者の逸失利益に対する負担につきましては、農振除外や農

地転用の事前相談の際に、可能な限り開発行為者に促すよう努めてまいります。

- ③ 農用地利用計画変更、農地転用許可等制度の運用基準のうち、市の権限に属するものの厳格化をご検討ください。

【回答】

農用地利用計画変更、いわゆる農振除外の適否については、法律に定める除外要件及び県の同意基準に従い審査をしており、これまでも無秩序な開発を防ぐ上で一定の役割を果たしております。

農振除外の適否について、疑義が生じた場合には、引き続き県担当課と協議を行い、適正かつ厳正な審査をしてまいりたいと考えております。

また、農地転用許可基準については、県の審査基準に即して審査をしておりますので運用による部分はございませんが、提出された申請内容について十分な審査をしてまいります。

なお、これらの基準等を満たす場合においても、農振農用地以外の農業上の利用に影響が少ない農地へ誘導するように努めてまいります。

(2) 地域計画の策定について

令和5年4月より、現行の「人・農地プラン」が法定化され「地域計画」に変わります。これに伴い、市は、農業者、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関との協議の場を設け、地域の農業の将来や農地利用の姿について話し合いをし、10年後に目指すべき農地利用の姿を目標地図として作成することとなります。

地域計画の策定にあたっては、地域計画の区域内に優良農地を位置付けて確保するとともに、農地利用の集積・集約化を計画した区域が開発されないよう誘導し、無秩序な開発を防止できるように、地域特性に応じた魅力あるまちづくり、農業が持続的に発展していく姿を目指し策定してください。

【回答】

地域計画は、「実質化された人・農地プラン」を基本として策定することを検討しておりますが、今後の本市の発展のためには、優良農地を開発せざるを得ないことが想定されます。そのため、大規模な開発計画については、市の都市計画マスタープランなどに早期に位置づけ、民間事業者による開発を集約できるよう誘導してまいりたいと考えております。

そして、地域計画の策定過程においては、市の都市計画との調整を図った上で、JAや土地改良区等の関係機関との協議のほか、各地域の農用地利用改善組合を中心とした協議を実施し、地域計画の策定を進めることを予定しております。

(3) 農地の多面的機能の啓蒙について

農地が耕作者の農業経営のみではなく、自然災害時における被害の軽減など農地の多面的機能がもたらす効果を始め、農地保全の重要性について啓蒙と周知を図ってください。

【回答】

農地の多面的機能や農地保全の重要性については、農業委員会による農地パトロールの実施と併せて、広報あんじょう及び町内会向けの回覧文書にて周知をしております。

引き続き周知を行うとともに、やむを得ず農地転用等により開発行為が生じる場合には、農地の多面的機能を失うことによる周辺農地への支障が生じないように留意していただくよう呼びかけを行いたいと考えております。

(4) 農業基盤の保全及び整備について

近年、過去に土地改良事業を実施した区域における排水路等の老朽化が目立ちます。そこで、老朽化した施設等に対する長寿命化や、農業用排水路、農道等の改良を積極的に実施するとともに、ゲリラ豪雨のような異常気象に対する対策と整備をご検討し、農地の有効利用と担い手への集積・集約化に資するような土地改良事業を推進してください。

【回答】

用排水路や農道等、土地改良施設の保全及び整備については、規模に応じて対応しています。

部分的で小規模な改修は、多面的機能支払交付金を活用することで、保全会など地域の活動組織に対応をお願いしています。また、中規模の改修は、緊急性の高いものから県補助金等を活用して市で整備していますが、対応が追いついていないのが現状です。

土地改良施設の老朽化等が進む状況において、今後、市内全域の排水路等の現況調査を行い土地改良施設の計画的な改修や維持管理の在り方について、検討してまいります。

一方で、広範囲にわたる用排水路、農道等の土地改良施設の改修や新たな整備が必要な場合には、地元の合意形成を前提に地区を定めてほ場整備による大規模な整備を検討し、効率的で生産性の高い農業経営ができるよう担い手への集積と集約化を進め、農地の大区画化とともに基盤整備を推進してまいります。

3 新規参入等の促進について

(1) 交流事業等による方法について

子どもの頃の農業体験は、農業への関心を高めるのみではなく、農業への理解を深め、地域の農産物を知り、農業体験を通じた食育の推進に取り組む上でも大きな意味を持っていると考えます。これまで以上に積極的に学校等の教育現場で農業体験カリキュラムを導入するとともに、学校給食にて地産地消を展開してください。

【回答】

農業体験は子どもたちにとって貴重な経験であり、体験を通して農業をより身近に感じてもらえると同時に、自分の食生活や地域の農業について見つめたり、振り返ったりするよい機会となると考えています。

小学校の生活科や理科では、授業の一環として、インゲン豆、ツルレイシなど、さまざまな農作物を栽培しています。また、総合的な学習の時間では、稲作体験に取り組んでいる学校もあります。小学校の社会では、安城市で作られている作物について学習しています。その際、イチジク畑や梨畑を見学したり、JAの職員に取材をしたりしています。他にも、中学2年生の総合的な学習の時間では、JAや地域の農業者の協力を得ながら、職場体験学習を実施している学校もあります。

学校教育において、地域の人々や専門家などと交流したり、自ら体験する中で課題を見つけ、問題を解決したりする場を大切にしていますので、引き続き各学校の事情を踏まえながら、農業者などの実施主体への協力や教育委員会と連携を図りながら、SDGsとの関連も含めた体験的な学びの実現に努めてまいります。

また、本市では、北部、中部、南部の3調理場で合わせて毎日2万2千食余りの給食を調理しております。価格面の制約もあり、また、一度に大量の食材が必要になることから、収穫時期の制約もございしますが、その中でも米飯は平成15年から100%安城産のお米を使用しております。併せて青果物は収穫時期に応じて地元農産物の納入を条件として購入をしております。

今後も可能な限り地産地消に繋がる給食を提供できるよう努めてまいります。

(2) 関係機関との連携等による方法について

特に畑作及び果樹栽培は、後継者不足が課題となっており、既存の施設や設備があるにもかかわらず、廃止せざるを得ない状況が生じております。後継者や新規就農者の確保を図るため、県やJAなど関係機関と連携することにより、新規就農希望者に対する相談窓口、実践指導の受け入れ窓口、農地情報の提供の充実等の施策を推進するとともに、廃園予定農家の既存の施設や設備を有効活用できる仕組みを構築してください。

また、農業大学校などの就農に係る関係機関における経営指導の充実を図るなど、将来の人材確保につながる施策を展開してください。

【回答】

後継者不足をはじめとする農業の担い手不足は、今後の農業振興において最大の課題であると認識しております。

現在、新規就農希望者や廃園予定農家については、毎月、JA、県普及課及び市による担当者会議で情報交換を行っており、既存施設の有効な活用を含めて、マッチングについても可能性を探っているところであります。常にこうした密な情報交換をもとに将来の人材確保につながるよう進めてまいります。

(3) 他産業との連携等について

農業分野において、他産業の企業との連携や交流を図り、6次産業的な考えを取り込むことは、商品開発、販路の拡大、低コストによる安定生産体制の確立等の新たな付加価値と企業側の農業理解者を生むことに繋がり、地域農業の発展に貢献できると考えますので、農業者と他産業の企業との橋渡しとなる情報提供を行うとともに、交流や商談の場を設けてください。

【回答】

他産業との連携を図ることは、今後の農業の発展のためにも有効な手段と考えておりますので、安城商工会議所とも連携を図り、商工会議所が実施する産業フェア等を有効に活用し、農業者に対して情報提供を行い、農業者と他産業の企業の交流や商談の場として活用できるよう検討してまいります。

また、農業の6次産業化については、JA及び県普及課とも連携を図り、先進事例の研究や農業者に対する取組支援を行い、6次産業につながる安城の特産品を広く市外・県外に知ってもらうことやブランド化が図れるよう、より活発にPRを実施してまいります。

(4) 経営支援について

昨今の肥料、農薬、生産資材等の価格高騰は、農業経営を行う上で深刻な状況にあり、このままでは、稲作、野菜、果樹など全ての分野での農業離れが危惧されます。農業者の安定的な農業経営を図るため、生産資材の価格高騰に対する支援をご検討ください。

また、持続可能な農業経営を推進するために、農業経営に係る経営診断に対する支援策をご検討ください。

【回答】

昨今は、ロシアによるウクライナ侵攻や、急激な円安による輸入コスト増加により、輸入資材を中心に過去に例を見ない価格高騰が続いており、本市としましても対策を検討しております。

その中で、令和4年度に国及び愛知県が実施した肥料価格高騰対策支援金について、本市も上乘せで支援を実施いたしました。今後につきましても、資材コストの高止まりが懸念されることから、必要な支援について検討をまいります。

また、農業経営に係る経営診断に対する支援ですが、国が農業経営・就農サポート推進事業において、中小企業診断士等の派遣を含む相談を実施しております。県農業改良普及課にご相談いただくと、内容に応じ必要なサポートを受けられ、一定の範囲までは無料となっておりますので、本市としては、まずはこちらの事業の活用を推進するとともに、さらに必要な支援策について検討をまいります。

(5) 農業経営の協業体制の推進について

農業経営を個人や家族で取り組む経営体にとっては、農業経営の協業体制を目指すことで、機械設備等の共同利用や仕事の分業が可能となり、設備投資や雇用のコスト削減を図ることができるものと考えます。

農業経営の協業体制を目指す経営体に対する支援をご検討ください。

【回答】

法人化を含む農業経営の協業体制は、機械の共同利用による有効活用や農地の集約化による農作業の効率化など、農業の競争力を強化する上で大きなメリットがあります。

国の農業経営・就農サポート推進事業にて、協業体制のための経営相談なども実施しておりますが、各経営体の経営管理、人材の確保・育成、労務管理などの農業経営に対する意識や思いは、必ずしも同一でないことが想定されます。

協業体制の確立のためには、様々な課題があるものと考えておりますので、協業体制に限らず、法人化を目指す経営体に対し支援できるよう、これらの課題を整理し、研究をまいります。